

軽自動車税(種別割)の減免となる身体障がい者等の範囲

障がい者本人が運転する場合

障がいの区分		障がいの級別	戦傷病者手帳
視覚障がい		1級から4級まで	特別項症から第4項症まで
聴覚障がい		2級及び3級	
平衡機能障がい		3級	
音声機能障がい		3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)	特別項症から第2項症まで (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)
上肢不自由		1級及び2級	特別項症から第3項症まで
下肢不自由		1級から6級まで	特別項症から第6項症まで
体幹不自由		1級から3級及び5級	第1款症から第3款症まで
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級(両上肢に障がいがある場合に限る。)	/
	移動機能	1級から6級まで	
心臓機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
腎臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸の機能障がい			
小腸機能障がい			
肝臓機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級まで	/
知的障がい者		療育手帳の障がいの程度が「A」(重度の障がい)と表示されている方	
精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳の障がいの程度が1級の方	

生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合

障がいの区分		障がいの級別	戦傷病者手帳
視覚障がい		1級から4級まで	特別項症から第4項症まで
聴覚障がい		2級及び3級	
平衡機能障がい		3級	
上肢不自由		1級及び2級	特別項症から第3項症まで
下肢不自由		1級から3級まで	特別項症から第4項症まで
体幹不自由			
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級(両上肢に障がいがある場合に限る。)	/
	移動機能	1級から3級まで(両下肢に障がいがあるものに限る。)	
心臓機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
腎臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸の機能障がい			
小腸機能障がい			
肝臓機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級まで	/
知的障がい者		療育手帳の障がいの程度が「A」(重度の障がい)と表示されている方	
精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳の障がいの程度が1級の方	

※ 身体障がい者の方で二つ以上の障がい重複する場合は、身体障害者手帳の「身体障害者等級による級別」欄の等級により判定します。